

議案第102号

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当介護予防サービスに関する基準)

第3条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第41条から第44条まで並びに指定介護予防サービス等基準第45条において準用する指定介護予防サービス等基準第4条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条、第23条、第24条、第25条第1項及び第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第58条から第60条まで並びに指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第46条、第50条（第1項を除く。）、第51条、第52条第1項、第53条、第54条第1項、第56条及び第57条
- (3) 基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第112条から第114条まで並びに指定介護予防サービス等基準第115条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第52条第1項、第96条、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで
- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第179条から第184条まで並びに指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第52条第1項、第102条、第104条、第105条、第128条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで
- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第279条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防

サービス等基準第279条並びに指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第52条第1項、第102条第1項及び第2項、第265条、第267条、第268条、第269条（第1項を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の2まで

（基準該当介護予防サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準第44条並びに指定介護予防サービス等基準第45条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで
- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第50条（第1項を除く。）、第51条、第53条、第54条第1項、第56条及び第57条
- (3) 基準該当介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準第115条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第

19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで

(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第184条並びに指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第102条、第104条、第105条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで

(5) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第102条第1項及び第2項、第269条（第1項を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の2まで

(基準該当介護予防サービスに係る記録の整備)

第5条 基準該当介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する基準該当介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 基準該当介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準第37条第2項各号に掲げる記録

(2) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第54条第2項各号に掲げる記録

(3) 基準該当介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準第106条第2項各号

に掲げる記録

(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第185条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録

(5) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第275条第2項各号に掲げる記録

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請又は指定の更新の申請にあつては、この限りでない。

（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第4条から第24条まで、第25条第1項及び第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

(2) 指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指

定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第46条から第51条まで、第52条第1項、第53条、第54条第1項及び第55条から第57条まで

(3) 指定介護予防訪問看護 (指定介護予防サービス等基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第62条から第72条まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第36条まで及び第52条第1項

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション (指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第78条から第82条まで、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで、第52条第1項及び第67条

(5) 指定介護予防居宅療養管理指導 (指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで、第52条第1項及び第67条

(6) 指定介護予防通所介護 (指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第96条から第105条まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで並びに指定介護予防サービス等基準第107条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条か

ら第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第36条まで及び第52条第1項

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第116条から第118条まで、第119条第1項、第120条、第121条、第122条第1項及び第123条から第127条まで

(8) 指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第128条から第131条まで、第132条（第7項第1号を除く。）、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第52条第1項、第102条、第104条及び第105条

(9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第129条、第130条、第151条、第152条、第153条（第7項第1号を除く。）、第154条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第140条及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第52条第1項、第104条及び第105条

(10) 指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第186条に規定

する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。) (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業 (指定介護予防サービス等基準第203条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。) に係るものを除く。) 指定介護予防サービス等基準第186条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに附則第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第52条第1項、第102条、第104条、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条

(11) 指定介護予防短期入所療養介護 (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。) 指定介護予防サービス等基準第187条、第203条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第52条第1項、第104条、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条

(12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 (指定介護予防サービス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 (指定介護予防サービス等基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) を除く。) 指定介護予防サービス等基準第230条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに附則第15条並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス

等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第52条第1項、第104条及び第105条

(13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第253条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに附則第15条及び第18条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第52条第1項、第104条、第105条、第235条から第239条まで及び第241条から第243条まで

(14) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第265条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第36条まで、第52条第1項並びに第102条第1項及び第2項

(15) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第281条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第36条まで、第52条第1項、第102条第1項及び第2項、第270条から第272条まで並びに第274条

（指定介護予防サービスに係る管理者の責務）

第8条 指定介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させ

るため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準第8条から第24条まで、第25条第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項及び第38条から第40条まで
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第50条、第51条、第53条、第54条第1項及び第55条から第57条まで
- (3) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第66条から第72条まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条及び第28条から第36条まで
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第81条、第82条、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで及び第67条
- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第90条、第91条、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで及び第67条
- (6) 指定介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準第100条から第105条まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで並びに指定介護予防サービス等基準第107条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条及び第30条から第36条まで
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第120条、第121条、第122条第1項及び第123条から第127条まで

- (8) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第102条、第104条及び第105条
- (9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第155条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第140条及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第104条及び第105条
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第189条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第102条、第104条、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条
- (11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第206条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サー

ビス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第104条、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条

- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。） 指定介護予防サービス等基準第234条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第104条及び第105条
- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第258条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第104条、第105条、第235条から第239条まで及び第241条から第243条まで
- (14) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第269条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第36条まで並びに第102条第1項及び第2項
- (15) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第285条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第36条まで、第102条第1項及び第2項、第270条から第272条まで並びに第274条

(指定介護予防サービスに係る記録の整備)

第9条 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準第37条第2項各号に掲げる記録
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第54条第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第73条第2項各号に掲げる記録
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第83条第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第92条第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準第106条第2項各号に掲げる記録
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第122条第2項各号に掲げる記録
- (8) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録
- (9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第159条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第141条第2項各号に掲げる記録
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の

事業に係るものを除く。) 指定介護予防サービス等基準第194条第2項各号に掲げる記録

(11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第210条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第194条第2項各号に掲げる記録

(12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。） 指定介護予防サービス等基準第244条第2項各号に掲げる記録

(13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第261条第2項各号に掲げる記録

(14) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第275条第2項各号に掲げる記録

(15) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第288条第2項各号に掲げる記録

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とする。ただし、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設され

る指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものの廊下については、特別養護老人ホームとして必要とされる幅を有することで足りるものとする。

(指定介護予防サービス等基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 指定介護予防サービス等基準（指定介護予防サービス等基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護予防サービス等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条（第9号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）附則第3条に係る部分に限る。）及び附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）において指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業

と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条（第8号中指定介護予防サービス等基準第132条第6項第1号イ及びロ並びに第2号イ並びに第7項に係る部分に限る。）及び第10条の規定は適用しない。

3 指定居宅サービス等基準条例第7条（第10号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）附則第3条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。）においてユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第7条に定める基準のうち、同条第9号に定める指定介護予防サービス等基準第153条第6項に係る部分の適用にあつては、同項第1号ロ(2)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 指定居宅サービス等基準条例第7条（第13号及び第14号中指定居宅サービス等基準附則第13条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けている有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）については、第7条に定める基準のうち、同条第12号に定める指定介護予防サービス等基準第233条第3

項に係る部分にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

- 5 この条例の施行の際現に存する指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、この条例の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第8条第1項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第8条及び第9条の規定の例によるものとする。

平成25年 2月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

介護保険法（抄）

(特例介護予防サービス費の支給)

第54条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

(1) 省 略

(2) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3)-(4) 省 略

2-5 省 略

(指定の更新)

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2-3 省 略

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第115条の2 省 略

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第53条第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

(2)-(12) 省 略

3 省 略

第115条の4 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3-6 省 略

(準 用)

第115条の11 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第53条第1項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法施行令（抄）

(指定介護予防サービス事業者の指定の更新及び特例に関する読替え)

第35条の11 法第115条の11の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省 略	省 略	省 略
第70条の2第4項	前条	第115条の2
	第1項	第115条の11において準用する第1項
省 略	省 略	省 略